

自転車

従業員の命を守る

ヘルメット着用推進宣言事業所 募集中

福岡県警察では、自転車ヘルメットの着用促進のため、
「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」の認定事業を行っています！

自転車ヘルメット 着用推進 宣言事業所 とは

自転車事故で大きな被害にあう従業員を一人でも減らすため、
自転車ヘルメット着用に自発的かつ積極的な取組（※下記事項）を
行うことを宣言する事業所をいう。

取組事項

※ その他の取組も
含まれます。

業務・通学時
のヘルメット
着用を徹底



ヘルメット
支給・購入
制度の創設



着用率
100%
を目指す



従業員に
交通安全
教育を実施



対象

福岡県内に所在・事業活動を行う

自転車通勤を

認めている事業所

または

業務に自転車を

使用している事業所

※事業所は、自治体等の公的機関及び各種法人等も含む。

認定の流れ

～認定条件～

- ヘルメット着用推進を
宣言すること
- 着用推進のため、
積極的な取組を
行うこと

1 宣言書を記載する

記載用紙は

チラシ裏面もしくは
福岡県警 HP
に掲載してます
HPの二次元コード▶



2 宣言書 を最寄りの 警察署に提出する

交通課窓口へ



3 管轄の警察署長 から認定を受ける ※認定書を交付

従業員にヘルメットを
着用させます！



事業所の皆さんは

「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」に登録し、従業員の命を守りましょう！

なお、宣言していただいた事業所については、県警ホームページに掲載させていただきます。

※掲載希望されない事業所にあつては、宣言書にチェック欄がありますので、記載をお願いいたします。

お問い合わせ先

○ 最寄りの警察署交通課窓口

○ 福岡県警察本部交通企画課 小型モビリティ・自動運転対策係まで

(代表：092-641-4141 内線：5045)